平成３０年（フ）第１１号
茨城県結城市大字結城13717番地　ノデラハイツ107
破産者　谷古宇一生
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第３０号
茨城県下妻市原995番地
破産者　塚越　美香（旧姓田山）
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２２号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2803番地18
破産者　佐藤　秀和
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第６２８号
群馬県太田市新田市野井町614番地10　ヴィラージュ市野井105号、旧住所静岡市駿河区みずほ２丁目９番地の５
破産者　杉山　恭章
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０５９号
名古屋市中川区長良町１丁目42番地の１、従前の住所愛知県刈谷市小山町３丁目１番地15ビアン小山102号
破産者　ＣＨＩＣこと　金丸　朋恵
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７２号
広島市西区井口台２丁目11番14―203号
破産者　沖　　孝治
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７号
岡山県倉敷市酒津2492番地１　ライフオンホイールズＡ101、申立時の住所広島県福山市神辺町大字川南1030番地11　ヴィラサンセールＡ101
破産者　田窪　哲也
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第４号
北海道旭川市忠和５条５丁目４番４号　サンパティーク201
破産者　箭原　佑樹
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４９号
北海道上川郡下川町北町69番地
破産者　西田　和己
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６２号
北海道名寄市字豊栄136番地34
破産者　長正路永二
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２号
宮城県白石市鷹巣東１丁目１番11号
破産者　大野　亮太
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第６号
宮城県石巻市蛇田字下谷地34番地１
破産者　阿部　常雄
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第８号
秋田県山本郡三種町鵜川字西家の下13番地５
破産者　笠原　茂紀
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第３７号
長野県駒ヶ根市赤穂14742番地４、前住所長野県駒ヶ根市下平728番地11
破産者　鎌倉　保夫
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１６２号
名古屋市東区百人町55番地（Ｋ＆ＴメンズハイツⅡ204号）、開始決定時の住所岐阜県各務原市蘇原青雲町３―53―３
破産者　藤井　雅弥
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３６７号
岐阜市粟野台307番地284
破産者　五十川眞希（旧姓丸山・井上）
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０９４号
京都市西京区嵐山内田町21番地５
破産者　寺島　　徹
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係